

事業の種類	運行管理者の 営業所	資格者証の種類	選任すべき運行管理者の数
一 一般乗合旅客自動車運送事業	事業用自動車 の運行を管理 する営業所	一般乗合旅客自動車運 送事業運行管理者資格 者証	当該営業所が運行を管理する 事業用自動車の数を四十で除 して得た数(一未満の端数があ るときは、これを切り捨て るものとする。)に一を加算し て得た数
二 一般貸切旅客自動車運送事業	事業用自動車 の運行を管理 する営業所	一般貸切旅客自動車運 送事業運行管理者資格 者証	当該営業所が運行を管理する 事業用自動車の数を三十で除 して得た数(一未満の端数があ るときは、これを切り捨て るものとする。)に一を加算し て得た数
三 一般乗用旅客自動車運送事業	事業用自動車 五両以上の運 行を管理する 営業所	一般乗用旅客自動車運 送事業運行管理者資格 者証	当該営業所が運行を管理する 事業用自動車の数を四十で除 して得た数(一未満の端数があ るときは、これを切り捨て るものとする。)に一を加算し て得た数
四 特定旅客自動車運送事業	乗車定員十一 人以上の事業 用自動車の運 行を管理する 営業所及び乗 車定員十人以 下の事業用自 動車の五両以 上の運行を管 理する営業所	一般乗合旅客自動車運 送事業運行管理者資格 者証、一般貸切旅客自動車 運送事業運行管理者資格 者証、一般乗用旅客自動車 運送事業運行管理者資格者 証又は特定旅客自動車運 送事業運行管理者資格者証	当該営業所が運行を管理する 事業用自動車の数を四十で除 して得た数(一未満の端数があ るときは、これを切り捨て るものとする。)に一を加算し て得た数

第四十八条の次に次の三條及び二節を加える。

(運行管理規程)

第四十八条の二 旅客自動車運送事業者は、運行管理者の職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の実行に係る基準に関する規程(以下「運行管理規程」という。)を定めなければならない。

2 前項の運行管理規程に定める運行管理者の権限は、少なくとも前条各号に掲げる業務を行うに足りるものでなければならない。

(運行管理者の監督)

第四十八条の三 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、第四十八条各号に掲げる業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

(運行管理者の研修)

第四十八条の四 旅客自動車運送事業者は、陸運支局長から運行管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、運行管理者に当該研修を受けさせなければならない。

2 前項に規定する研修は、国土交通大臣が認定する講習をもつて代えることができる。

3 前項の規定による認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。

一 講習を実施する者の職員、講習事務の実施の方法その他の事項についての講習事務の実施に関する計画が講習事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

4 第二項の規定による認定を受けようとする者は、申請書に告示で定める事項を記載した書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

5 第二項の規定による認定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、告示する。

第二節 運行管理者資格者証

(運行管理者の資格要件)

第四十八条の五 法第二十三条の二第一項第二号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じ、同表の下欄に掲げる種類の旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行管理に関し五年以上の実務の経験を有し、かつ、その間に国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習を五回以上受講した者であること。

資格者証の種類	
一 一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般乗合旅客自動車運送事業
二 一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般貸切旅客自動車運送事業
三 一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般乗用旅客自動車運送事業
四 特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業

二 前号の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じ、同表の下欄に掲げる種類の旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行管理に関し一年以上の実務の経験を有し、かつ、国土交通大臣が告示で定める職務に一年以上従事した経験を有する者であること。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項第一号の認定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「前項第一号」と、同条第四項及び第五項中「第二項」とあるのは、「第一項第一号」と読み替えるものとする。

(資格者証の様式及び交付)

第四十八条の六 資格者証は、第一号様式によるものとする。

2 資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し又はこれに類するもの及び次の各号のいずれかの書類を添付して、提出しなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じ、同表の下欄に掲げる種類の運行管理者試験(以下「試験」という。)の合格通知

資格者証の種類	試験の種類
一 一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者試験
二 一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者試験
三 一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者試験
四 特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者試験、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者試験又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者試験

二 前条各号のいずれかに該当することを証する書類

3 前項の資格者証の交付の申請は、試験に合格した者にあつては、合格の日から三月以内に行わなければならない。